

令和4年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見
【概要版】

消防事業に関する
財務事務の執行について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 宮西 宏幸

I 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

消防事業に関する財務事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として令和 3 年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

4 外部監査の実施期間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 3 月 24 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

近年、我が国では気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。いわき市でも地震や大雨による自然災害のリスクが高まっている状況にある。このような環境にあつて、市民の生命・財産を守る防災・減災への取り組みは一層重要性が増しており、消防機能の充実強化は大きな課題ともいえ、市民の期待と関心は少なからず高まっているものと思われる。

いわき市では、令和 3 年度の一般会計歳出当初予算額 140,062 百万円のうち、消防費は 4,668 百万円と全体の約 3.3%を占めており、割合的には大規模なものではない。しかし、「暮らしを守る安全・安心の充実強化」の観点からも、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助等により、災害等から市民の生命、身体及び財産を守る消防の責務は重要なものといえる。また、限られた予算と人員で市民の生命や財産を守るためには効率的に対処する必要があると考えられる。

以上のような背景に基づき、消防事業に関する財務事務の執行に関して、法令等に対する合規性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 消防事業の支出に関する事務手続きが関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に執行されているか。(合規性)
- ② 消防事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか。(経済性、有効性)
- ③ 消防事業の支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか。(経済性、効率性)
- ④ 消防事業に係る事務の執行は、公平に実施されているか。(公平性)
- ⑤ 消防事業の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか。(適切な事業評価)

(2) 監査手続

- ① 消防事業に関する事務に関して、関係法令、規則及び諸規程等の閲覧、及び消防本部各担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、テーマ全体の概要の把握を行う。
- ② 消防事業に関する事務の支出、施設・備品等の運営管理が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されていることを確かめるため、各種資料（契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書等）の閲覧、担当者への質問及び必要と認められた関連施設の往査を実施し、その準拠性、整合性、各種事務手続の正確性等を検討する。
- ③ 消防事業に関する事務が経済的・効率的に、また有効的に実施されていることを確かめるため、市の計画・プランや各種資料（実績報告書、各部課のモニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、市が事後評価、改善活動を適切に行っているか検討する。
- ④ その他必要と認められた監査手続を実施する。

7 監査対象機関

消防事業に関する財務事務の主たる所管部であるいわき市消防本部を監査対象とした。また、消防機関の平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署を往査した。

8 外部監査の補助者

公認会計士	富	樫	健	一
公認会計士	高	久	健	一
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	郷	田	尚	美

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

II 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。	6
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	22

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和5年2月末現在での判断に基づき記載している。

消防事務の施策に関する状況 いわき市消防本部の概要

1 消防向け勤怠管理システムの導入（職員人件費）【意見】

消防職員の各種手当は種類が多く複雑であり、それを各自紙面に手書きで記入し集計・システムへの入力をするには業務量が多く、また人為的なミスも生じやすい環境といえる。今回は特にミスはなかったが過去の監査委員の監査でミスが発見され指摘に上がっていることを確認している。

現在、いわき市役所内では構造改革が進められており消防向け勤怠管理システムの導入が検討されているが、業務の効率化の観点からも各自直接システムに入力する方式にするなど、早急にシステム化を検討することが望ましい。

2 適切な消防団員定数の設定について（いわき市の消防団）【意見】

いわき市は条例改正により団員定数を、従来の3,800人から3,200人に改正した。これは、少子高齢化が顕著であり、従来の定員数を維持できないため現状の実数に合わせたということが主たる理由である。しかし、今後予想される大規模な自然災害等に必要な消防力を想定して、積み上げた適切な定数とは必ずしもいえないものとする。

したがって、今後、地域住民等、各自主防災組織等とのアンケートや協議により、その地域ごとの特性と災害発生リスク、それらに対する対応策を勘案した上で、適切な団員定数の積み上げ、割出しを行うことが必要であり、また、そのことが、団員勧誘の際の合理的な説明や、適切な装備品や施設整備の議論にも繋がるものとする。

3 消防団員の加入促進について（いわき市の消防団）【意見】

いわき市内には複数の大学や専門学校があるが、現状では、学生消防団活動認証制度の取組はなく導入の検討が求められる。また、令和4年4月1日現在、幼年消防クラブは84ヵ所、5,763人が参加しているが、少年消防クラブは小学校・中学校合わせ4ヵ所、254人の参加しかなく、今後、高校生へのアプローチも含め、消防本部や消防団のより積極的な広報等によりその拡充が求められる。

なお、PR動画での広報や機能別団員や機能別分団に関しては、県内他市で先行している事例もあり、それらを参考に積極的に取り組んで行くことが望まれる。

4 今後の消防団のあり方について（いわき市消防団）【意見】

従来、消防団も危機対応に備えて、地域住民等、常備消防の消防本部、本庁の危機管理部及び各支所、各自主防災組織、その他外部関係者と協議をしてきたところではあるが、今後に向け、「適正な団員定数の設定」や「団員の加入促進」の他、消防団の位置づけ、求められる組織形態や指揮命令系統、各機関との棲み分けも勘案した平時及び災害時の活動のあり方等について、前述した各関係者を交えてさらに積極的に議論して、地域防災力の中核としてより望まれる姿になって頂きたい。

5 分割発注の可否の検討について（消防庁舎浸水対策事業費）【意見】

機器について株式会社GSユアサと直接購入契約を行い、据付等について日本電気株式会社と委託契約を行う分割発注と、日本電気株式会社との一括発注とのいずれが割安になるのかについて検討が行われていない。

本契約については随意契約となっていることから、分割発注の可否の検討を行った上で最も経済性の高い契約単位を決定することが望ましい。

6 起案書等間の数値の整合性について（消防団員報酬）【指摘】

各副団長、支団長への「令和3年度消防団員報酬（後期分）について（通知）」中の資料の報酬額合計と、消防団長への「令和3年度消防団員報酬（後期分）について（伺）」の起案書中の「階級別報酬額内訳表（令和3年後期）」の報酬額合計に差額が生じていた。

報酬額合計金額は重要な数値であるので、数値の妥当性及び資料間の整合性に関しては十分にチェックする必要がある。

7 出動実績のない消防団員の扱いについて（消防団員報酬）【意見】

第1支団（平地区）の令和3年度の団員の出動記録を「消防団員出動報告書」にて確認したところ、年間一度の活動実績もない団員が20名程度確認されたが、年額報酬は支給されていた。他の支団においても同様の状況があるものと推察されるが、消防本部及び往査した消防署で質問したところ、いずれにおいても把握していないとのことであった。しかし、消防団で把握することは当然として、報酬は市の公金の支出である以上、消防本部側でも活動実績のない団員を積極的に把握した上で、当該団員と話し合い実態把握に努め、それでも継続して実績のない団員については、休団や退団を促して行く必要があると考える。

8 団員報酬に関する消防団からの確認書の徴求について（消防団員報酬）【意見】

いわき市においても年額報酬に関しては団員個人口座へ直接支給されているが、その先の扱いに関しては消防団に一任されている状況である。消防本部及び往査した消防署で質問したところ、研修会等を通じて報酬の扱いについては注意を喚起し、令和4年8月の通知「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」のようなことがないことも支団長や分団長へ口頭で確認し、またそのような情報も寄せられていないとのことであったが、さらに一歩進んで、支団長や分団長より「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」に記載されていることも含め、報酬の扱いについて各消防団内で適切に行われていることを記載した確認書を徴求するなど、消防団に対して一定の牽制効果を生むものと考えられることから実施することが望まれる。

9 消防車両整備計画について（消防車両整備事業費）【意見】

消防車両整備計画は、市民の安全・安心の確保を図るため、「消防力の整備指針」に基づき、消防車両の整備及び更新を図ってきており、昭和59年の第三次いわき市総合計画作成時に消防車両の更新基準年限等を設定し、平成9年、平成16年及び平成22年に見直しを行っている。現在、新たに整備計画が作成中となっている。

過去の消防車両整備計画は不定期に更新されているが、今後、車両の電動化の推進等の特殊な事情が発生する可能性もあり、更新年限の見直しも随時必要になることが想定される。次期整備計画からは5年程度を目途に計画を更新するように明記し、実行していくことが望まれる。

1 0 車両更新について（消防車両整備事業費）【意見】

直近の車両一覧を入手し、経過年数を検討した結果、平消防署の（平 91）Ⅱ型水槽車が更新基準年限を経過していた。当初は更新を予定していたものの、車両メーカーの事情（出荷停止）により更新が先送りされたものである。車両メーカーの事情は止むを得ないものの、警防課に対して更新年数を超過していた場合の対応として、メンテナンス方針が明確になっているかどうかを確認したところ、消防本部内で協議しメーカーにオーバーホールを依頼することとしたが、方針として特に明文化されたものはないとの回答であった。

外的要因によって更新できない場合でも使用を継続する必要があることから、今後はメンテナンス方針を消防車両整備計画において明確にしておくことが望ましい。

1 1 車両更新について（消防車両整備事業費）【意見】

（中 81）軽査察広報車 4WDが導入から既に 20 年が経過している。軽査察広報車は、消防車両等更新基準年限の平成 27 年更新基準年限ではいわき市公用車基準によることとなっているが、基本ベースは普通乗用車であり走行距離は別としても車両自体が相当程度劣化していることが予想される。改めていわき市公用車基準を参照し、更新を進めることが望ましい。

1 2 点検整備記録簿について（消防車両整備事業費）【指摘】

手書の車両点検チェック表を保管しているが、一部チェックされていない項目があった。内容を確認したところ、他へ積載しているために月 1 回の確認時点で数量が確認できなかった、あるいは単にチェック漏れとなっていた。該当する点検整備記録簿を確認したところ点検結果及び整備概要には異状なしと記載されていた。点検記録簿は、上席者の捺印もあることから実質的にチェック表の内容を確認せずに押印している可能性がある。内部牽制の観点から少なくとも係員の段階でチェック表の記載内容を確認する必要がある。

1 3 点検整備記録簿について（消防車両整備事業費）【意見】

法定点検等の整備結果については、お客様連絡表が基になっているが、連絡表の日付が不鮮明、当日点検し、当日納車しているにも関わらず納車日が 1 週間後となっているものがあった。外部点検の際にも点検整備記録簿に記載されているが、根拠となる資料とは異なる日付となっている。外部業者からのお客様連絡表は、点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから、日付等も含めて記載内容の確認を徹底することが望ましい。

1 4 点検整備記録簿について（消防車両整備事業費）【指摘】

点検整備記録簿の実施者と係員が同一となっている。本来は、実施者の結果であるチェック表を係員が確認すべきであり、点検整備記録簿の記入が形式的になっていると言わざるを得ない。今後は、異なる担当で内部牽制が機能するように改善すべきである。

1 5 点検整備記録簿について（消防車両整備事業費）【指摘】

サンプルとした勿来 61 号車については、外部に依頼した業者からの結果（定期点検用点検整備記録簿）が保管されていなかった。点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから今後は一定期間保管する必要がある。

1 6 書類の検証について（消防機械整備事業費）【意見】

完成図書が仕様書に指定されている書類に該当していることを確認した書類を残しておくことが望まれる。

1 7 出勤報酬の直接支給について（費用弁償）【意見】

令和 3 年 4 月 13 日の消防庁通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（消防地第 171 号）の別紙 1 及び別紙 2 によれば、基準は令和 4 年 4 月 1 日から適用し、特に支給方法については、前倒しで実施することが望ましいとされている。現状、費用弁償とされる出勤手当に関しては、いわき市は分団長のもとに振込み、分団から出勤者本人に支給されており、早急に直接支給に切り替えることが望まれる。

1 8 出勤報告書の綴り込みについて（費用弁償）【意見】

第 1 支団の平支団について、「消防団員出勤報告書」を確認したところ、分団本部及び班の一部について出勤報告書の綴り込みがされていなかった。消防本部に質問したところ、「出勤が全くなかったため、報告書の提出を不要とした」との回答を得ているが、外部第三者から見れば、脱漏しているかどうかはわからず、出勤がない場合でも綴り込みはしておくことが望まれる。

1 9 出勤手当項目のチェックについて（費用弁償）【意見】

高齢者家庭調査や水槽泥払いなど、現状を踏まえて、各地区で必要な量の活動が行われているのかについて、消防団側でのチェック、及び出勤手当を支給しているいわき市消防本部側でのチェックが望まれる。

2 0 消防団アプリの導入について（費用弁償）【意見】

近年、災害時の活動の迅速化、現場での情報の可視化、団員の動態管理等、消防団活動をより効果的・効率的にできるようサポートする消防団アプリが、各種提供されている。消防団アプリを導入すれば、出動手当計算の簡素化、活動実績のない団員の把握や前述の出動手当項目の支団ごとのばらつき等も容易に発見されるものとする。したがって、費用対効果を勘案し導入を検討することが望まれる。

2 1 設計書の記載について（消防施設整備事業費）【意見】

いわき市消防団機械置場兼団員詰所（6-1-3）解体工事の設計書において、「本工事は本設計図書及び特記仕様書による外、福島県土木部監修福島県建築・設備工事共通仕様書に基づき起工すること」と記載がある。当該工事については特記仕様書がないにもかかわらず、「特記仕様書による」との記載を定型文であることから削除していない。定型文であっても該当がない場合は、文面を校正することが望ましい。

2 2 消防団施設の更新について（消防施設整備事業費）【意見】

消防団施設は防災拠点施設であり、機械置場兼団員詰所の整備及び老朽化した消防団詰所の改修をすることで、地域の防災力強化を図り、火災や水害から市民の生命・身体及び財産を守り、市民生活の安全・安心を確保するという目的もあることから、要望のみではなく、いわき市役所から積極的に改築等について提案するなど関与することが望ましい。

2 3 消防団施設の耐震診断について（消防施設整備事業費）【意見】

消防団施設の耐震診断について質問した結果、いわき市では公共施設等総合管理計画の改定により 200 ㎡未満の公共施設は長寿命化対策から外れ、事後保全の対象となっているため、耐震診断は行っておらず、補強工事等は検討していないとの回答を得た。公共施設総合管理計画に抵触はしていないものの、防災拠点施設としての機能を発揮するためには、施設の耐震化診断、診断結果による補強工事の有無を検討することが望ましい。

2 4 女性消防職員専用施設の設置について（内郷消防署建設事業費）【意見】

いわき市内の消防署・出張所において、仮眠室・トイレ・浴室などの女性専用スペースの設置を計画的に進めることが望まれる。

2.5 不用額の返還について（県消防協会いわき支部補助金）【意見】

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた行事の多くが中止となったことから、不用額が3,723千円（翌期繰越額3,728千円）となっている。

補助金については、補助対象となる事業が実施されなかったことによる不用額については適切に返還を求めるべきである。本補助金については、毎年度継続的に行われるものであることから、返還を求める基準額を設け、基準額を超えた不用額については返還を求めるといった方法も考えられる。

2.6 支出予算の検証及び指導について（県消防協会いわき支部補助金）【意見】

支出予算において予備費を計上することは一般的であるが、本件の場合には、前年度繰越額に相当する額が予備費に計上されており、予備費の計上額の妥当性に疑問がある。また、令和2年度、令和3年度で予備費は主に備品購入費に1百万円を超える額が流用されており、当初予算でこれらの支出を備品購入費として見込むことができなかつたのかについても疑問がある。

本補助金については、要綱において補助基準額が定められ、現状その満額が交付されているが、補助金はいくまでも補助対象となる事業に係る支出に対して交付されるものであり、支出予算が補助金額の決定の基礎となることから、事業者に対して支出予算をより精緻に策定するよう指導することが望まれる。

消防事務の施策に関する状況 消防機関

2.7 備品台帳の整備状況【指摘】

監査対象とした消防署の備品台帳から、それぞれランダムでサンプル 15 件を抽出し、備品台帳との整合を確認した結果、備品の摘要欄の誤りや廃棄処理漏れが複数あった。

備品台帳は消防本部で保有している備品が登録されており、いわき市の財産を意味する。備品の登録を誤っていると、備品の管理や更新を効率的に実施できなくなる恐れがある。また、日頃の訓練や消防活動時に必要な備品が欠落して、業務に支障をきたす恐れがある。したがって、備品台帳を適切に整備することが重要であり、再度、備品台帳の登録内容を再点検する必要があると考えられる。

2.8 非常用発電設備の設置場所について【指摘】

消防署では、緊急時に備えて非常用発電装置を設置しているが、今回視察した小名浜消防署、勿来消防署では、1 階地面に設置されており、河川洪水等の非常時にその機能を発揮できない可能性が高い。

消防署は避難場所ではないものの、災害時の避難誘導や指示命令を発出する対応拠点として機能するために発電装置は必要不可欠であることから、早急に移設を検討し、機能を発揮できるようにしておくことが必要である。